

ふくおか県央環境広域施設組合条例第22号

ふくおか県央環境広域施設組合単純な労務に雇用される職員
の給与の種類及び基準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定に基づき、単純な労務に雇用される一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(職員の範囲)

第2条 職員の範囲は、次の各号に掲げる者をいう。ただし、技術者、監督者及び行政事務を担当する者を除く。

- (1) 技能職員
- (2) 労務職員

(給料)

第3条 給料は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して、組合長が別に定める。

(準用)

第4条 この条例に定めるもののほか、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条例第46号)の規定を準用する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。